

魚津市告示第36号

騒音に係る基準の地域類型をあてはめる地域の指定について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

騒音に係る基準の地域類型をあてはめる地域

地域の類型	あてはめる地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考 この表に掲げる地域は、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（適用）

2 この告示は、平成24年3月31日現在において都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている地域について適用する。